

利用者認証サービス利用規約

実施 平成13年7月2日

目次

第1章	総則
第1条	規約の適用
第2条	規約の変更
第3条	規約の公表
第4条	用語の定義
第2章	契約
第5条	契約の単位
第6条	利用者認証契約申込みの方法
第7条	利用者認証契約申込みの承諾
第8条	利用者識別共通符号の変更
第9条	その他の提供条件
第10条	利用者認証契約に基づく権利の譲渡
第11条	利用者認証契約者が行う利用者認証契約の解除
第12条	当社が行う利用者認証契約の解除
第3章	削除
第13条	削除
第4章	利用中止等
第14条	利用中止
第15条	利用停止
第16条	付加機能の提供停止
第17条	通信利用の制限
第5章	料金等
第18条	料金及び工事に関する費用
第19条	利用料金の支払義務
第20条	工事費の支払義務
第21条	割増金
第22条	延滞利息
第6章	損害賠償
第23条	責任の制限
第7章	雑則
第24条	利用に係る利用者認証契約者の義務
第25条	法令に規定する事項
第26条	個人情報の取扱い
第27条	削除
第28条	利用者認証サービスの廃止
第29条	利用者認証契約者に対する通知
第30条	不可抗力
第31条	特約

別記

料金表

通則

第1表 料金

第2表 工事に関する費用（工事費（附带サービスに関する工事費を除きます。））

附則

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この利用者認証サービス利用規約（料金表を含みます。以下「規約」といいます。）を定め、これにより利用者認証サービス（当社がこの規約以外の契約約款、利用規約及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、利用者認証サービスに附帯するサービス（以下「附帯サービス」といいます。）をこの規約により提供します。

2 当社が利用者認証サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて利用者認証契約者に通知するご利用ガイド等の利用者認証サービスの利用に関する諸規定は、この規約の一部を構成するものとします。

(規約の変更)

第2条 当社はこの規約を必要に応じて変更することがあります。この場合には、変更後の規約の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の規約の効力発生後、利用者認証契約者が特段の申出なく利用者認証サービスを利用し、又は利用料金を支払ったとき、その他利用者認証契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、利用者認証契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(規約の公表)

第3条 当社は、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>）において、この規約を公表します。

(用語の定義)

第4条 この規約において、次の用語は次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 利用者認証サービス	当社が利用者認証契約者に代わり、アクセスポイント又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信設備から送信された利用者識別符号及びパスワードを識別する電気通信サービス
4 利用者認証契約	当社から利用者認証サービスの提供を受けるための契約
5 利用者認証契約者	当社と利用者認証契約を締結している者
6 利用者識別共通符号	利用者認証契約者が指定する者（利用者認証契約者を含みます。）の全員にその利用者認証契約者が割り当てる英字及び数字の組合せであって、その利用者認証契約者に係るドメイン名を含むもの
7 利用者識別付加符号	利用者認証契約者がその指定する者を識別するための英字及び数字の組合せであって、利用者認証契約者がその指定する者に利用者識別共通符号に付加して割り当てるもの
8 利用者識別符号	利用者識別共通符号と利用者識別付加符号から構成される英字及び数字の組合せ
9 利用者認証サービス接続機能等	当社の提供する電気通信サービスに係る付加機能である利用者認証サービス接続機能その他当社の提供する電気通信サービスに係る機能であって、利用者認証サービスの利用に係るもの
10 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1の利用者識別共通符号につき1の利用者認証契約を締結します。

2 前項の場合、利用者認証契約者は、1の利用者認証契約につき1人に限ります。

(利用者認証契約申込みの方法)

第6条 利用者認証契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う利用者認証サービス取扱所（利用者認証サービスに関する業務を行う当社の事業所又は当社の委託により利用者認証サービスに関する契約事務を行う者の事業所をいいます。以下同じとします。）に提出していただきます。

- (1) 利用者識別符号の数
- (2) 利用者識別共通符号の名称
- (3) 利用者認証サービスを利用する当社の電気通信サービスの名称
- (4) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(利用者認証契約申込みの承諾)

第7条 当社は、利用者認証契約の申込みがあった場合には、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用申込を承諾しないことがあります。

- (1) 利用者認証契約の申込みをした者が、IP通信網サービス契約約款に規定する第4種契約者又は利用者認証サービス接続機能等を利用する契約者と同一の者でないとき。
- (2) 利用者認証契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (3) 利用者認証本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 利用者認証契約の申込みをした者が、利用者認証サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (5) その他当社の利用者認証サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(利用者識別共通符号の変更)

第8条 当社は、利用者認証契約者から請求があったときは、利用者識別共通符号の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第7条（利用者認証契約申込みの承諾）の規定に準じて取扱います。

(その他の提供条件)

第9条 利用者認証契約に係るその他の提供条件については、別記1及び2に定めるところによります。

(利用者認証契約に基づく権利の譲渡)

第10条 利用権（利用者認証契約者が利用者認証契約に基づいて利用者認証サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により利用者認証サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

- (1) 利用権を譲り受けようとする者が、IP通信網サービス契約約款に規定する第4種契約者又は利用者認証サービス接続機能等を利用する契約者と同一の者でないとき。
- (2) 利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
- (3) 利用権を譲り受けようとする者が、利用者認証サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (4) その他利用者認証サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、利用者認証契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(利用者認証契約者が行う利用者認証契約の解除)

第11条 利用者認証契約者は、利用者認証契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の様式に記入していただき、利用者認証サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う利用者認証契約の解除)

第12条 当社は、第15条（利用停止）の規定により利用者認証サービスの利用を停止された利用者認証契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その利用者認証契約を解除することがあります。

2 当社は、利用者認証契約者が第15条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の利用者認証サービスに係る業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、

利用者認証サービスの利用停止をしないでその利用者認証契約を解除することがあります。

- 3 当社は、前2項の規定により、その利用者認証契約を解除しようとするときは、あらかじめ利用者認証契約者にそのことを通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第3章 削除

第13条 削除

第4章 利用中止等

(利用中止)

第14条 当社は、次の場合には、その利用者認証サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 当社が計画工事を行うとき。
 - (3) 利用者認証契約に係る電気通信サービスが利用できない状態にあるとき。
- 2 当社は、前項の規定により利用者認証サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを利用者認証契約者に通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第15条 当社は、利用者認証契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（その利用者認証サービスの料金その他の債務（この規約により、支払いを要することとなった利用者認証サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、利用者認証サービスの利用を停止する事があります。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
 - (2) 第24条（利用に係る利用者認証契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号のほか、この規約に反する行為であって、利用者認証サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により利用者認証サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を利用者認証契約者に通知します。
- ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(付加機能の提供停止)

第16条 当社は、当社が別に定める利用者認証サービスの協力会社の事業の休止等により、利用者認証サービスの付加機能の提供を停止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により、提供停止しようとするときは、あらかじめ利用者認証契約者にそのことを通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- (注) 本条第1項に規定する当社が別に定める利用者認証サービスの協力会社は、株式会社アイティフォーとします。

(通信利用の制限)

第17条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関
 水道の供給の確保に直接関係がある機関
 選挙管理機関
 別記6の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
 預貯金業務を行う金融機関
 国又は地方公共団体の機関

- 2 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、利用者認証サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

第5章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

- 第18条** 当社が提供する利用者認証サービスの料金は、定額利用料及び付加機能利用料（以下「利用料金」といいます。）とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。
- 2 当社が提供する利用者認証サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用（工事費））に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

- 第19条** 利用者認証契約者は、その利用者認証契約に基づいて当社が利用者認証サービスの提供を開始した日から起算して、利用者認証契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用者認証サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。
- (1) 利用停止があったときは、利用者認証契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
- (2) 前号の規定によるほか、利用者認証契約者は、次の場合を除き、利用者認証サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 利用者認証契約者の責めによらない理由により、その利用者認証サービスを全く利用できない状態（その利用者認証契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄に該当する場合を除きます。）にそのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその利用者認証サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりその利用者認証サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻の利用できなかった時間について、その時間に対応するその利用者認証サービスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 前項の場合において、1以上の料金月（1の暦月の起算日（当社が利用者認証契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

(工事費の支払義務)

- 第20条** 利用者認証契約の申込み又は工事に関する請求をし、その承諾を受けたときは、利用者認証契約者は、料金表第2表（工事に関する費用（工事費））に規定する工事費の支払いを要します。
- ただし、工事の着手前にその利用者認証契約の解除、その工事の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の着手後完了前に解除があった場合は、利用者認証契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(割増金)

第21条 利用者認証契約者が料金又は工事に関する費用の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として利用者認証契約者から支払っていただきます。

（延滞利息）

第22条 当社は、利用者認証契約者から料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内支払いがあった場合は、この限りではありません。

（注）本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第6章 損害賠償

（責任の制限）

第23条 当社は、利用者認証サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その利用者認証サービスが全く利用できない状態（その利用者認証サービスに係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その利用者認証契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は利用者認証サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限りです。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその利用者認証サービスに係る利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失により利用者認証サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しません。

4 利用者認証契約者が利用者認証サービスの利用により第三者（他の利用者認証契約者を含みます）に対し損害を与えた場合、利用者認証契約者は、自己の責任でこれを解決することを予め承諾します。

（注）本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

5 この規約に定める免責に関する事項は、この規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第7章 雑則

（利用に係る利用者認証契約者の義務）

第24条 当社は、利用者認証契約者に次のことを守っていただきます。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等）その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為を行わないこと。
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為を行わないこと。
- (3) 利用者認証サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去しないこと。
- (4) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置しないこと。
- (5) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為を行わないこと。
- (6) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為を行わないこと。

（法令に規定する事項）

第25条 利用者認証サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（個人情報の取扱い）

第26条 当社は、利用者認証サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記3、当社のプライバシーポリシー（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）に定めるところによります。

第27条 削除

(利用者認証サービスの廃止)

第 28 条 当社は、利用者認証サービスの一部又は全部を廃止することがあります。

- 2 前項の規定による利用者認証サービスの一部又は全部の廃止があったときは、その利用者認証サービスの一部又は全部に係る契約は終了するものとします。
- 3 当社は、利用者認証サービスの一部又は全部の廃止に伴い、利用者認証契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。
- 4 当社は、第 1 項の規定により利用者認証サービスの一部又は全部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ利用者認証契約者に通知します。

(利用者認証契約者に対する通知)

第 29 条 利用者認証契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

- (1) 当社の We b サイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、利用者認証契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (2) 利用者認証契約者がアクセスデータ通信サービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た利用者認証契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又は F A X 番号宛に F A X を送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、利用者認証契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (3) 利用者認証サービス契約者が利用者認証サービス契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た利用者認証サービス契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、利用者認証契約者に対する通知が完了したものとします。
 - (4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、利用者認証契約者に対する通知が完了したものとします。
- 2 この規約又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項各号の手続きにより書面による通知に代えることができるものとします。

(不可抗力)

第 30 条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により利用者認証契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(特約)

第 31 条 この規約の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します

別記

1 利用者認証契約者の地位の承継

- (1) 第 10 条（利用者認証契約に基づく権利の譲渡）に規定するほか、利用者認証契約者について相続又は合併若しくは分割（その利用権の全てを承継させるものに限ります。以下この別記 1 において同じとします。）があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、その利用者認証契約者の地位を承継するものとします。
- (2) (1)に規定するほか、当社は、相続又は合併若しくは分割により利用者認証契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人から、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて利用者認証サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (3) (1)の場合に、地位を承継した者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (4) 当社は、(3)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの 1 人を代表者として取り扱います。

2 利用者認証契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 当社は、利用者認証契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに利用者認証サービス取扱所に利用者認証契約者から届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 前 2 号に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

3 個人情報の開示

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、利用者認証契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) 利用者認証契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社の Web サイト（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>）に定める手数料の支払いを要します。

4 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。
ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。
ア 利用者認証契約の申込みの承諾年月日
イ 利用者認証契約者（利用者認証契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が複数となるときは、別記 1 の規定による代表者とします。）の氏名、名称又は住所若しくは居所
ウ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号
エ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日
オ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号
- (2) 利害関係人が(1)の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、メールゲートウェイサービス取扱所に提出していただきます。この場合、利害関係人は、料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

5 新聞社等の基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が 1 の題号について、8,000 部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和 25 年法律第 131 号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、利用者認証契約者がその利用者認証契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日利用者認証サービスの提供の開始又は利用者認証契約の解除があったとき。
 - (2) 料金月の初日利用者認証サービスの提供の開始を行い、その日にその利用者認証契約の解除があったとき。
 - (3) 料金月の初日以外の日利用者認証サービスの利用者識別符号等の数の増減により利用料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の利用料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (4) 第 19 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
 - (5) 通則 5 の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 3 利用料金の日割は暦日数により行います。この場合、第 19 条第 2 項第 2 号の表の 1 欄に規定する料金の算出に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 4 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ利用者認証契約者の同意を得て、通則 1 の規定にかかわらず、複数の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、通則 1 に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 当社は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定する利用者認証サービス取扱所又は金融機関等において利用者認証契約者から支払っていただきます。
- 8 当社は、料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則 7 及び 8 の規定にかかわらず、利用者認証契約者の同意を得て、複数の料金月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 10 当社は、料金又は工事に関する費用について、利用者認証契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。
(注) 通則 10 に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 11 第 19 条（利用料金の支払義務）から第 20 条（工事料金の支払義務）までの規定その他この規約の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。
上記算定方法により、支払いを要する料金額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。
(注 1) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かつこの料金額は、税込価格を表示します。
(注 2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の利用者認証サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を通知します。

第1表 料金（附帯サービスに関する料金を除きます。）

1-1 適用

区 分	内 容
定額利用料の適用	利用者認証サービスの定額利用料については、1の利用者認証契約に係る利用者識別符号の数が10までの場合は基本額のみを適用し、10を超える場合は10を超える1利用者識別符号等ごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。

1-2 料金額

定額利用料

区 分	単 位	料金額
基本額	1の利用者認証契約ごとに月額	2,000円 (2,200円)
加算額	1利用者識別符号ごとに月額	200円 (220円)

第2表 工事に関する費用（工事費（附帯サービスに関する工事費を除きます。））

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費を合計して算定します。
(2) ネットワーク工事費の適用	利用者認証サービスにおいて設置される電気通信設備において工事を要する場合に適用します。
(3) 工事費の減額適用	当社は、(1)又は(2)欄の規定による場合のほか、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。

2 工事費の額

区 分		単 位	料 金 額
ネットワーク工事費	アイ以外の場合	利用の開始又は申し込み内容の変更に関する工事の場合	1の工事ごとに 2,000円 (2,200円)
	イ 付加機能に関する工事の場合	利用の開始又は申し込み内容の変更に関する工事の場合	1利用者識別符号ごとに 2,000円 (2,200円)

附 則（平成 13 年 5 月 28 日 ビ統 IP サ 28 号）
（実施期日）

この規約は、平成 13 年 7 月 2 日から実施します。

附 則（平成 13 年 7 月 17 日 ビ統 IP88 号）
（実施期日）

この改正規定は、平成 13 年 7 月 23 日から実施します。

附 則（平成 14 年 8 月 26 日 BB サ 第 140 号）
（実施期日）

この規約は、平成 14 年 9 月 1 日より実施します。

附 則（平成 14 年 12 月 2 日 BB サ 第 250 号）
（実施期日）

この規約は、平成 14 年 12 月 2 日より実施します。

附 則（平成 15 年 5 月 6 日 BB サ 第 73 号）
（実施期日）

この改正規定は、平成 15 年 5 月 6 日より実施します。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日 BB サ 第 867 号）
（実施期日）

この改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日より実施します。

附 則（平成 16 年 10 月 27 日 BB サ 321 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成 16 年 11 月 1 日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、それぞれ同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

利用者認証契約 タイプ 1	利用者認証契約
---------------	---------

附 則（平成 17 年 3 月 29 日 BB サ 第 473 号）
（実施期日）

この改正規定は、平成 17 年 4 月 1 日より実施します。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日 BB サ 700596 号）
（実施期日）

1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日より実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の工事費の適用については、次のとおりとします。

(1) 従前の工事費を適用するもの

ア 平成 20 年 3 月 31 日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの
イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの（(2)に該当する場合を除きます。）

(2) 別に合意した工事費の額を適用するもの

ア 工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と契約者との間で合意がなされているもの
イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの

3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サ

サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 22 年 6 月 29 日 BNS ユ第 000230 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 22 年 6 月 30 日より実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 22 年 6 月 28 日 BNS ネサ第 000053 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 22 年 7 月 31 日から実施します。

附 則（平成 24 年 8 月 3 日 NS ク第 200080 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 24 年 8 月 6 日から実施します。

附 則（平成 24 年 11 月 20 日 NS オ第 200293 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 24 年 12 月 1 日より実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 25 年 11 月 22 日 NS ク第 300210 号）

（実施期日）

この改正規定は、平成 25 年 11 月 25 日から実施します。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日 NS ク第 300337 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日より実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和元年 8 月 23 日 NS ク第 00534568 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年 10 月 1 日より実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（令和 2 年 2 月 27 日 NS ク第 00609824 号）

（実施期日）

この改正規定は、令和 2 年 3 月 2 日から実施します。ただし、第 28 条（利用者認証サービスの廃止）及び第 29 条（利用者認証契約者に対する通知）については、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。